

被災者への支援策の拡充を求める意見書

近年、国内において、東日本大震災をはじめ先の北海道胆振東部地震などの大地震、台風や集中豪雨、土砂災害など大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。

今年、西日本を中心に各地を襲った記録的な豪雨は、広範な地域で河川の氾濫や浸水、土石流やがけ崩れなどを引き起こした。死者は200人を超え、行方不明者の捜索はいまも続き、多くの人が避難生活を余儀なくされている。

被災者は大量の土砂やがれきの撤去など、復旧・復興へ向けて懸命な努力を続けているが、依然として日常は取り戻せていないのが現状であり、避難所等への環境整備も求められている。

被災地域の復旧・復興は、緊急であり欠かすことのできない課題であり、これらに対する支援の更なる向上が強く求められていることから、それぞれの被災地の実情にあった支援が可能となるよう、国や地方自治体が力を注ぐことが重要である。

よって、国において、災害救助法・被災者生活再建支援制度等の支援策を拡充するなど、被災者が1日も早く生活の拠点となる住居を確保し、生業を取り戻し、元の生活に戻れるよう被災者の支援策を講じるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

平成30年9月27日

川口市議会議長

内閣総理大臣
総務大臣
衆議院議長 様
参議院議長
内閣府特命担当大臣 (防災担当)